

よりよい介護サービスの選択に 制度をご活用ください

「介護サービス情報の公表」制度

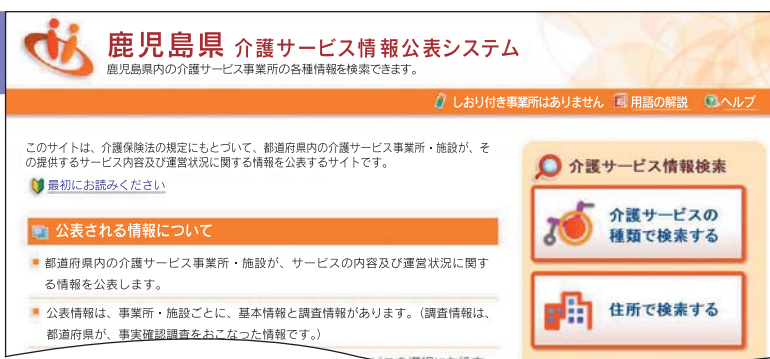
平成18年度から始まった「介護サービス情報の公表」制度は、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して、より適切に選べるよう、情報をインターネットで提供する仕組みです。

1 介護サービス事業所の情報はインターネットで公表されています

「介護サービス情報公表システム」アドレス (URL)

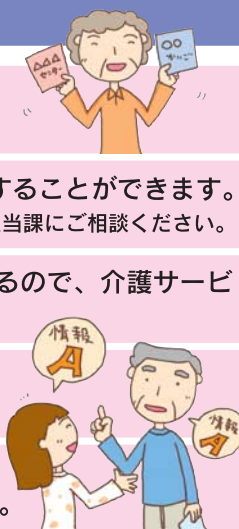
<http://www.kagoshima-kaigonet.com/>

移動 または enterキー を押すと、
直接「公表システム」にアクセスできます。



2 「介護サービス情報の公表」の特徴

- 1 介護サービス事業所の比較・検討ができます。
- 2 インターネット等により、いつでも、だれでも自由に全国の情報を入手することができます。
※ご自分でインターネットが利用できない場合は、ケアマネジャー、市町村の介護保険担当課にご相談ください。
- 3 事業所が公表している情報と、実際に受けているサービスとを比較できるので、介護サービス事業所の質のチェックができます。
- 4 実施主体は都道府県であり、事業所の規模等に関係なく公正・公平な情報が提供されます。
- 5 利用者やその家族はもとより、ケアマネジャー（介護支援専門員）など関係者が同じ情報を共有できるため、サービス利用の相談がしやすくなります。



3 公表されている情報の内容

「介護サービス情報」には「基本情報」と「調査情報」とがあり、介護サービスの種類ごとに公表されます。

基本情報

事業所名、所在地、営業時間、職員数、定員、利用料金などの事実情報
※介護サービス事業者が報告した情報がそのまま公表されます。

調査情報

介護サービス事業所の取り組み状況等
※指定調査機関の調査員が訪問調査を行い、その結果を公表します。

※現在公表中の情報は前年度の情報もあります。今年度分の介護サービス情報は、平成20年9月から3月にかけて順次更新されます。(毎年更新)

介護サービスの選択に「介護サービス情報の公表」制度をご活用ください！

お問い合わせ先

鹿児島県指定情報公表センター
(社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会 利用支援センター)

TEL 099-257-5700